



インボイス制度について

第4回 売手側の留意点②～適格請求書の記載事項～

1. 適格請求書（インボイス）の記載事項

適格請求書には、区分記載請求書等保存方式の請求書等の記載事項に加え、「登録番号」「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」を記載する必要があります。

また、適格請求書発行事業者が、小売業など不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができる。

◆適格請求書等の記載事項

適格請求書

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

請求書

⑥ (株)〇〇御中

株式会社△△
登録番号 T12345...

11月分 54,400円 ××年11月30日 ①

日付	品名	金額
11月1日	飲料※	5,400円
11月2日	菓子※	3,240円
⋮	⋮	⋮
合計		54,400円
10%対象	22,000円	(消費税2,000円)
8%対象	32,400円	(消費税2,400円)

④ ※印は軽減税率対象商品

③

スーパー〇〇

××年11月30日

東京都・・・
登録番号 T12345...

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
パン*	1	¥324
雑貨	1	¥550
合計		¥982
8%対象		¥432
10%対象		¥550
(内消費税額)		¥32
(内消費税額)		¥50

お預り ¥1,000

お釣り ¥18

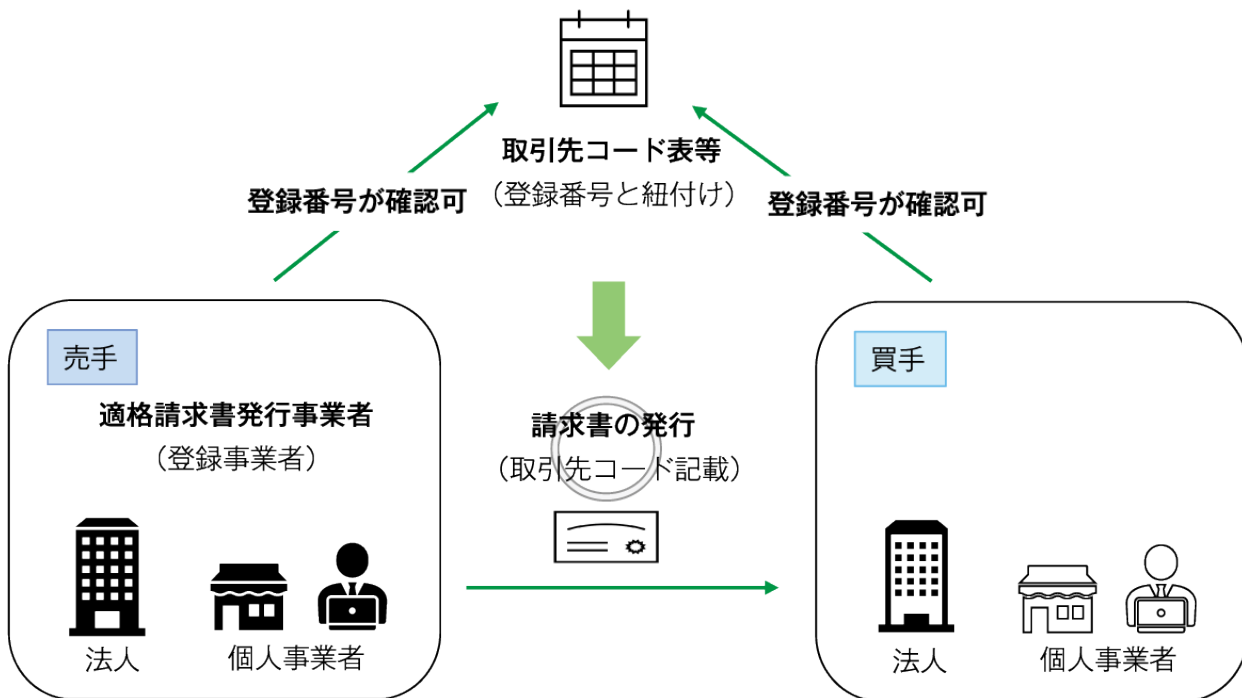
⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

2. 屋号, 記号, 番号による記載

適格請求書には, 「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」の記載が必要となる。

適格請求書に記載する名称については, 例えば, 請求書に電話番号を記載するなどし, 適格請求書を交付する事業者を特定することができれば, 屋号や省略した名称等の記載でもよいとされる。

また, 登録番号と紐付けて管理されている取引先コード表等を適格請求書発行事業者と相手先の間で共有し, 買手側も取引先コードから登録番号が確認できる場合には, 取引先コードの表示により「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」の記載があると認められる。



サラリーマン川柳 (第一生命)

with コロナの時代を反映したもので, 読者が微笑み, うなづく作品が多かったようです。その中でも秀逸な作品をご紹介します。

- 会社へは 来るなと上司 行けと妻
- 十万円 見る事もなく 妻のもの
- リモートで 便利な言葉 「聞こえません」
- 嫁の呼吸 五感で感じろ! 全集中!!
- YOASOBI が 大好きと言い 父あせる

3. 適格請求書に記載する消費税額等の端数処理

■一の書類で適格請求書の記載事項を満たす場合

適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合、一の適格請求書につき税率ごとに1回の端数処理を行う必要がある。端数処理の方法は“切上げ”、“切捨て”、“四捨五入”など任意の方法とすることができる（【例1】参照）。

なお、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を税率ごとに区分した消費税額等として記載することは認められない（【例2】参照）。

【例1】認められる例

××年11月30日					
請求書					
(株)〇〇御中			株式会社△△		
請求金額(税込) <u>60,197円</u>			登録番号 T12345...		
※は軽減税率対象					
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト*	83	167	13,861	—
11/2	ピーマン*	197	67	13,199	—
11/15	花	57	77	4,389	—
11/15	肥料	57	417	23,769	—
8%対象計				27,060	端数処理 → 2,164
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,815

《計算例》

- 税率ごとに個々の商品に係る税抜金額を合計
⇒ 8%対象：27,060円
10%対象：28,158円
- それぞれ消費税額を計算（税率ごとに端数処理1回ずつ）
⇒ 8%対象：27,060 × 8 / 100 = 2,164.8
→ 2,164円
10%対象：28,158 × 10 / 100 = 2,815.8
→ 2,815円



適格請求書の記載事項として認められる

【例2】認められない例

××年11月30日					
請求書					
(株)〇〇御中			株式会社△△		
請求金額(税込) <u>60,195円</u>			登録番号 T12345...		
※は軽減税率対象					
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト*	83	167	13,861	行 → 1,108
11/2	ピーマン*	197	67	13,199	行 → 1,055
11/15	花	57	77	4,389	端数処理 → 438
11/15	肥料	57	417	23,769	端数処理 → 2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

《計算例》

- 個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）
- 計算した消費税額を税率ごとに合計
⇒ 8%対象：2,163円
10%対象：2,814円



適格請求書の記載事項として認められない

合算

※個々の商品ごとの消費税額等を“参考”として記載することは認められる

■複数書類で適格請求書の記載事項を満たす場合の消費税額等の端数処理

適格請求書とは、必要な事項が記載された請求書、納品書等をいうが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類の相互の関連が明確で、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法で交付されていれば、これら複数の書類に記載された事項により適格請求書の記載事項を満たすことができる。

例えば、納品書に「適格請求書発行事業者の名称」「取引年月日」「商品名」「税率ごとに区分して合計した税込価額」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額」「交付を受ける事業者の名称」を記載し、請求書に「登録番号」を記載した場合は納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすこととなる。この場合、納品書に「税率ごとに区分した消費税額等」を記載するため、納品書につき税率ごとに1回の端数処理を行うこととなる（【例3】参照）。

【例3】請求書と納品書を合わせて適格請求書の記載事項を満たした場合

請求書		納品書	
(株)〇〇御中 XX年12月1日 11月分(11/1~11/31) 109,200円(税込)		納品No.0013 (株)〇〇御中 株式会社△△	
納品書番号		納品書	
金額		納品No.0012 (株)〇〇御中 株式会社△△	
No.0011	12,800円	納品No.0011 (株)〇〇御中 株式会社△△	
No.0012	5,460円	下記の商品を納品いたします。 XX年11月1日	
No.0013	5,480円	品名	
⋮	⋮	金額	
合計	109,200円	鶏肉 ※	5,400円
株式会社△△ 登録番号 T12345...		トマト ※	2,300円
		紙コップ	1,100円
		ビール	4,000円
		合計	12,800円
		10%対象	5,100円(消費税464円)
		8%対象	7,700円(消費税570円)
		※印は軽減税率対象商品	

※請求書に「税率ごとの消費税額等」の記載は不要だが、納品書に記載した消費税額等の合計額を記載しても問題ない
例：合計 109,200円(消費税8%：3,200円/10%：6,000円)
合計 109,200円(消費税9,200円) 等

「税率ごとに区分した消費税額等」
※端数処理は納品書につき税率ごとに1回

なお、今回の記事は、「週刊税務通信」令和3年9月20日(No.3671)より一部抜粋しております。